

議事要旨(1)-② その他（金融資産の分類及び測定）

冒頭、加藤副委員長（専門委員長）から、昨年8月に公表された「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」のうち、金融資産の分類・測定要件としての、キャッシュ・フロー特性の要件及び事業モデルの要件について、最近のFASBによる暫定合意等を踏まえた専門委員会における審議状況について説明がなされた後、板橋専門研究員より、審議事項(1)-②-2に基づき、検討状況の整理のモデルとFASBの暫定合意の比較に基づくキャッシュ・フロー特性の要件と事業モデルの要件の分析などについて具体的な説明がなされた。

説明の後、委員等からの主な発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- ある委員から、現行の日本基準において、その他有価証券に多くの有価証券が分類されており、それが企業の事業戦略をより適切に反映していると理解されるのであれば、新しい基準もそれに合わせるという視点が必要なのではないか、またキャッシュ・フロー特性の利息の要件や、事業モデルの要件の、売却頻度の取扱いが論点として重要であり、FASBの暫定合意も参考に議論していく必要がある、という意見があった。これに対して、事務局からは、指摘の事項については認識しているので、今後の検討の中で十分に配慮していきたい旨を説明した。
- ある委員から、金融資産には、売掛金、未収入金などの債権や、ゴルフ会員権の預託金部分や差入保証金が含まれ、これらは利息があるわけではなく、またすべてが償還期限をもっているわけでもないので、キャッシュ・フロー特性の要件を満たさず、公正価値で測定される金融資産に分類されるように見えてしまうが、これらが、償却原価に分類されとする規定が存在するのか、について質問があった。これに対して、事務局からは、一般的には売掛金や未収入金は、金額が確定しており、また期日が明らかになっているので、通常は収入される金額で計上していくことになると考えられること、一方、期限が明らかでないものや、あるいは債権の中に若干のレバレッジを組み込んだ場合は、公正価値になる可能性もある旨を説明した。また、ゴルフ会員権は、無形資産的な性質を有していることから、金融商品の範囲にかかわる問題であることを認識している旨を説明した。

以 上